

川内原子力発電所に関する安全協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）、薩摩川内市（以下「乙」という。）及び九州電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が設置する川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るとともに、発電所の安全性に対する県民の信頼を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令等及びこの協定を遵守し、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全のため万全の措置を講ずる。

2 丙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所の職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、常に安全管理体制の強化に努める。

3 丙は、発電所の保守運営に伴って生ずる放射性廃棄物中の放射性物質の低減化のため、新技術開発の促進導入及び設備の改善に積極的に努める。

（放射性廃棄物の放出管理）

第2条 丙は、発電所から放出する気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量を、国が定めた指針の趣旨を踏まえ、可能な限り低く抑えるように管理する。

（放射性固体廃棄物の保管管理）

第3条 丙は、放射性固体廃棄物の保管管理に当たっては、発電所周辺地域の住民が放射線から十分保護されるように放射線防護を施した施設に保管管理する。

(公害の防止及び自然環境の保全)

第4条 丙は、発電所の保守運営に伴って生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、地域の自然環境を保全するために発電所敷地内の植栽、緑化等の必要な対策を講ずる。

(環境放射線等の監視測定)

第5条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の環境放射線及び温排水に関する測定を実施する。

- 2 前項の測定の実施についての細目は、甲、乙及び丙が協議して定める。
- 3 甲及び乙は、必要と認めた場合は、丙が行う測定に立ち会うことができる。

(事前協議等)

第6条 丙は、原子炉施設及び復水器の冷却に係る取放水施設を増設又は変更しようとするとき、並びに新核燃料、使用済核燃料及び放射性廃棄物の輸送計画(輸送上の安全対策を含む。)を策定しようとするときは、甲及び乙に対して事前に協議する。

- 2 丙は、発電所の運転(試験運転を含む。以下同じ。)の状況及び安全対策に関して、特別な広報を行う場合は、甲及び乙に対して事前に連絡する。

(平常時における連絡)

第7条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項については定期的に、又は甲及び乙の求めに応じその都度連絡する。

- (1) 発電所の運転状況
- (2) 環境放射線の測定結果
- (3) 温排水の調査結果
- (4) 発電所職員に対する教育訓練の実施計画及びその実施状況

(異常時における連絡)

第8条 丙は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、甲及び乙に対して直ちに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (2) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (3) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (4) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (5) 発電所内で放射線業務従事者又は放射線業務従事者以外の者であって管理区域に業務上立ち入る者の被ばくが、法令で定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (6) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (7) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (8) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限等の措置を講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (9) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。
- (10) 発電所敷地外において、放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) その他国に報告を要する事態が発生したとき。

(立入調査)

第9条 甲及び乙は、前条に定める場合又は平常時において発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全のために必要と認めた場合その他甲及び乙が必要と認めた場合においては、発電所敷地内その他必要な場所に立入調査することができる。

- 2 甲及び乙は、特に必要と認めた場合は、甲又は乙の指定する者を同行することができる。
- 3 前2項の規定による立入調査及び立入調査の同行に当たっては、甲及び乙は、丙に対し、立入調査を行う者及び立入調査に同行する者の職、氏名その他必要な事項を通知する。

(措置の要請)

第10条 甲及び乙は、前条の規定に基づく立入調査の結果、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全のために必要があると認めた場合には、丙に対して直接又は国を通じて適切な措置を講ずることを求める。

- 2 丙は、前項の規定による求めがあったときは、誠意をもって措置し、速やかにその結果を甲及び乙に文書で報告する。

(連絡の方法等)

第11条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡する。

- (1) 第6条の事前協議等及び第7条の平常時における連絡は、文書をもって行う。
- (2) 第8条の異常時における連絡は、電話等で通報した後文書をもって行う。

- 2 甲、乙及び丙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ、連絡責任者を定める。

(委託業者の指導監督)

第12条 丙は、発電所の保守運営に関する業務の一部を他に委託するときは、当該委託に係る業務を行う者（以下「委託業者」という。）に対して安全管理上の教育訓練を徹底するとともに、十分な指導監督を行い、委託業者の事業活動に起因して発電所周辺地域の住民の安全及び環境が損なわれないようにする。

(防災対策)

第13条 丙は、防災業務計画を樹立し、発電所の防災体制の充実強化を図るとともに、発電所に係る地域防災対策に積極的に協力する。

(諸調査への協力)

第14条 丙は、甲及び乙が実施する安全確保対策についての諸調査及び資料の提出要請に積極的に協力する。

(公開の原則)

第15条 甲、乙及び丙は、発電所の運転状況並びに環境放射線及び温排水の測定結果を公表する。

(無過失責任)

第16条 丙は、発電所の保守運営に起因して、住民に損害を与えた場合は、補償しなければならない。

(協議会の設置)

第17条 甲及び乙は、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全並びに連絡調整等を行うため、「連絡協議会」を設置する。

2 前項の連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(覚 書)

第18条 この協定の実施に必要な細目については，甲，乙及び丙が協議のうえ別に覚書で定める。

(協定の改訂)

第19条 この協定に定める事項について改訂すべき事由が生じたときは，甲，乙及び丙いずれからもその改訂を申し出ることができる。この場合において，甲，乙及び丙は誠意をもって協議する。

(疑義又は定めのない事項)

第20条 この協定に定めた事項について，疑義が生じたとき，又はこの協定に定めのない事項については，甲，乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため，この協定書3通を作成し，甲乙丙記名押印の上，各自1通を保有する。

昭和57年6月12日
(平成2年10月16日一部改正)
(平成10年3月30日一部改正)
(平成11年3月30日一部改正)
(平成13年7月25日一部改正)
(平成14年11月29日一部改正)
(平成25年7月8日一部改正)

甲 鹿児島県 鹿児島県知事

乙 薩摩川内市 薩摩川内市長

丙 九州電力株式会社 代表取締役社長

川内原子力発電所に関する安全協定の運用に関する覚書

鹿児島県（以下「甲」という。）、薩摩川内市（以下「乙」という。）及び九州電力株式会社（以下「丙」という。）は、川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関する安全協定書（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、次のとおり覚書を交換する。

（関係法令等）

第1条 協定書第1条第1項に定める「関係法令等」とは、関係法令並びに原子力発電所の安全性に関する国の指針及び法令の規定に基づき丙が定めた原子炉施設保安規定とする。

（国が定めた指針）

第2条 協定書第2条に定める「国が定めた指針」とは、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（平成13年3月29日原子力安全委員会）とする。

（公害の防止及び自然環境の保全）

第3条 丙は、協定書第4条の公害の防止及び自然環境の保全を図るため、次の各号に掲げる事項を遵守する。

(1) 大気汚染防止対策に関する事項

- ア 補助ボイラーに使用する燃料に係る硫黄含有率を可能な限り低くする。
- イ 補助ボイラーから排出される窒素酸化物の排出濃度は150ppm以下、ばいじんの排出濃度は42.2mg/Nm³以下とする。

(2) 水質汚濁防止対策に関する事項

- ア 復水器冷却水量は、1号機、2号機合計で $128\text{m}^3/\text{秒}$ 以下とする。
- イ 取水口における取水温度と放水口における放水温度との温度差は、日間平均 7°C 以下とする。
- ウ 復水器冷却水については、放水口において残留塩素が検出されないよう管理する。
- エ 非放射性の排水については、排水処理施設で処理することとし、排水口における水質は、次の表のとおりとする。

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
化学的酸素要求量(COD)	15mg/l
浮遊物質 (SS)	20mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物油)	2mg/l

(3) 騒音及び振動防止対策に関する事項

- ア 発電所関係設備から発生する騒音及び振動については、防音防振対策を講じ、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく規制基準を遵守する。
 - イ ボイラー安全弁試験等やむを得ず高音を発するときには、事前に関係機関及び周辺住民への周知を図る。
- 2 丙は、次の表に掲げる測定を行い、その結果を甲及び乙に連絡する。

測定事項		測定時期	連絡時期
大気関係	ア 補助ボイラーに使用する燃料中の硫黄含有率	受け入れ時	その都度
	イ 補助ボイラーから排出される窒素酸化物の排出濃度	運転時	その都度
	ウ 補助ボイラーから排出されるばいじんの排出濃度	運転時	その都度
水質関係	ア 取水口及び放水口での水温	連続	四半期
	イ 放水口における残留塩素	毎日	四半期
	ウ 排水口におけるpH	毎週1回以上	四半期
	エ 排水口におけるCOD	毎週1回以上	四半期
	オ 排水口におけるSS	毎月1回以上	四半期
	カ 排水口におけるノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)	毎月1回以上	四半期

(測定の立会い)

第4条 協定書第5条第3項に定める丙が行う測定に立ち会う者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員とする。

(事前協議等)

第5条 協定書第6条第1項に定める「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。

2 協定書第6条第1項に定める「増設又は変更しようとするとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の許可を受けようとする場合
- (2) 復水器の冷却に係る取放水の位置、方式又は流量を変更しようとする場合

(平常時における連絡)

第6条 協定書第7条に定める平常時における連絡は、次の表のとおりとする。なお、連絡様式は別に定める。

連絡事項	連絡事項細目	連絡時期
発電所の 運転状況	ア 発電実績	毎月
	イ 核燃料物質の消費状況	毎月
	ウ 核燃料物質の受入状況	その都度
	エ 核燃料物質の払出状況	その都度
	オ 核燃料物質の管理状況	7月及び1月
	カ 放射線管理の状況	4月及び10月
	キ 放射性廃棄物の管理状況	毎月
	ク 原子炉本体の入口及び出口における 冷却水の温度、圧力及び流量	四半期
	ケ 定期検査（核燃料の取替を含む。）及び 自主停止検査の実施計画並びにその結果	その都度
	コ 原子炉施設の軽微な補修状況	その都度
	サ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律（昭和32年法律第16 6号）第43条の3の8第4項に規定する 届出	その都度
	環境放射線 の 測定結果	ア モニタリング・ポスト, モニタリング・ ステーション
イ モニタリング・ポイント		四半期
ウ サーベイ・ポイント		四半期
エ 環境試料		四半期
温排水の 調査結果		四半期
発電所職員 に対する 教育訓練		年1回

(異常時における連絡)

第7条 協定書第8条の異常時の連絡は、同条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 協定書第8条第1号に定める「そのおそれがあるとき」とは、丙が原子炉の運転の停止について検討を開始したときをいう。
- (2) 協定書第8条第5号に定める「おそれがあるとき」とは、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して放射線障害を受けたおそれがあると医師が判断し、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条に規定する診察又は処置を行ったときをいう。
- (3) 協定書第8条第10号に定める「事故」には放射性物質による汚染が車内にとどまるもの及び単なる自動車事故も含むものとする。
- (4) 協定書第8条第11号の規定に係る連絡事項は、第1条に定める関係法令等に基づき、丙が国に報告する事項とする。

(立入調査)

第8条 協定書第9条第1項に定める立入調査を行う者は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員とする。

2 協定書第9条第2項の「甲又は乙の指定する者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公務員法第3条第3項第1号に掲げる者
- (2) 地方公務員法第3条第3項第2号に掲げる者のうち、甲又は乙が指定する者
- (3) 地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる者のうち、甲又は乙が指定する者

- 3 協定書第9条第3項に定める通知は、甲又は乙が特に必要とするときは、口頭により行うことができる。この場合において、立入調査を行う者及び立入調査に同行する者は、甲又は乙が別に発行する証明書を携帯し、丙に対し、当該証明書を提示するものとする。

(連絡の方法等)

第9条 協定書第11条第1項第2号で定める連絡方法は、異常発生時に電話等で通報し、1週間以内に文書で行うものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、協定書第11条第2項に定める連絡責任者を定める際には、連絡の円滑及び確実を期するため、連絡責任者のほか、その代行者を定める。

(損害の範囲)

第10条 協定書第16条に定める「発電所の保守運営に起因して住民に損害を与えた場合」とは、住民の健康被害のほか、農林水産物等の財産被害及び生産物の価格低下、その他営業上の損害等も含むものとする。ただし、当事者間でその因果関係と被害について疑義が生じた場合は、丙は、甲及び乙と協議して公正な第三者機関に調査を依頼するなど誠意をもって対処する。

- 2 協定書第16条に定める「発電所の保守運営に起因して」とは、発電所の保守運営に関して協定書第12条に規定する委託業者が行う業務に起因して発電所周辺地域の住民に損害を与えた場合も含むものとする。

(協 議)

第11条 この覚書に定める事項について新たに必要な事項が生じたとき、又は変更しようとするとき、若しくは解釈に疑義を生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和57年6月12日
(平成2年10月16日一部改正)
(平成10年3月30日一部改正)
(平成11年3月30日一部改正)
(平成13年7月25日一部改正)
(平成25年7月8日一部改正)

甲 鹿児島県 鹿児島県知事

乙 薩摩川内市 薩摩川内市長

丙 九州電力株式会社 代表取締役社長